

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の概要

本府省業務調整手当を新設すること等を内容とする一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成20年法律第94号）の施行（平成21年4月1日）に伴い、関係政令の整備及び経過措置の規定を行う。

1 骨 子

(1) 災害対策基本法施行令の一部改正（内閣府）

本府省業務調整手当の新設に伴い、災害対策基本法による派遣を受けた都道府県又は市町村がその支給額を負担することとされている国の派遣職員の手当に本府省業務調整手当を加える。

(2) 国家公務員倫理規程の一部改正

本府省業務調整手当の新設に伴い、俸給の特別調整額の支給対象の見直し等が行われるとともに、国家公務員倫理規程において引用する略称規定が改正されたことから、第7条第3項の適用対象となる職員の範囲について変更のないよう、所要の規定の整理を行う。

(3) 経過措置

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律附則第三条第三項において読み替えて準用する同条第二項に規定する政令で定める内容及び同条第三項において読み替えて準用する同法附則第四条に規定する政令で定める事項は、一般職に属する国家公務員の例に準じて防衛大臣が定めるものとする。

2 施行日

平成21年4月 1日（火）